



福県医発第 907 号 (地)

平成 26 年 6 月 28 日

各醫師會長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

(公印省略)

特別支援学校医療的ケア体制整備事業に係る医療機関の協力について（依頼）

時下　ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて今般、福岡県教育委員会より、標記につきまして別添の通り協力依頼が参りましたのでお知らせ致します。

現在、福岡県教育委員会において、県立特別支援学校に通学する医療的ケア（たんの吸引、経管栄養、導尿糖の行為）を必要とする幼児児童生徒等が安心安全に教育を受けられる環境を整備することを目的とした「特別支援学校医療的ケア体制整備事業」が実施されています。これに関しまして、別添要綱において、配置校に医療的知識や技能等に関する指導・助言等を行う指導医を置くこととなっており、今年度は別紙の先生方が指導医として委嘱されています。

本事業の推進にあたっては、主治医による医療的ケアの指示や指導医による学校や看護職員への指導・助言及び運営協議会における点検・評価など、医療機関の協力が不可欠であることから、本事業の趣旨につきご理解いただき、今後本事業についての依頼等ございましたらご協力いただきますよう、貴会会員医療機関への周知についてご高配の程よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

学校保健担当理事 田中泰之
会長 廣瀬真恵

26教義第1332号

平成26年6月12日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県教育委員会教育長

(義 務 教 育 課)

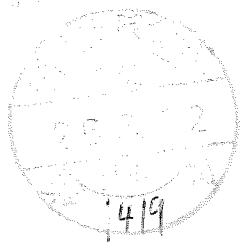
特別支援学校医療的ケア体制整備事業に係る医療機関の協力について (依頼)

本県教育行政の推進につきましては、平素から御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県教育委員会では、県立特別支援学校に通学する医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の安全な学校生活に資するため、別添実施要綱により特別支援学校医療的ケア体制整備事業に取り組んでおり、今年度も別紙のとおり指導医を委嘱しました。

もとより、本事業の推進に当たっては、主治医による医療的ケアの指示、指導医による学校や看護職員への指導・助言及び運営協議会における点検・評価など、医療機関の御協力が不可欠です。

つきましては、本事業の主旨を御理解の上、県立特別支援学校の医療的ケア体制整備事業の円滑な実施のため、引き続き、関係医療機関の御協力につきまして格別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。



別紙

平成26年度特別支援学校医療的ケア体制整備事業指導医一覧

平成26年5月1日現在

学校名	氏名（ふりがな）	医療機関	職名
築城特別支援学校	ふたみ げんじろう 二見 玄次郎	医療法人 二見医院	医院長
小倉聴覚特別支援学校	かしょう ただひろ 加生 忠洋	加生医院	医院長
北九州視覚特別支援学校	ふくはら まさお 福原 昌夫	福原医院	院長
福岡特別支援学校	みずの ゆうじ 水野 勇司	独立行政法人国立病院機構 福岡東医療センター	医長
福岡聴覚特別支援学校	おおや かずゆき 大屋 和之	おおやこどもクリニック	院長
太宰府特別支援学校	おがわ あつし 小川 厚	福岡大学筑紫病院	小児科 診療部長
小郡特別支援学校	やました ゆうしろう 山下 裕史朗	久留米大学病院小児科	教授
久留米聴覚特別支援学校	ふくだ せいいち 福田 清一	医療法人 福田こどもクリニック	理事長 院長
田主丸特別支援学校	おおたき えつお 大滝 悦生	ゆうかり医療療育センター	副所長
柳河特別支援学校	たかしま さちお 高嶋 幸男	重症心身障害児（者）施設 柳川療育センター	施設長
筑後特別支援学校	たかしま さちお 高嶋 幸男	重症心身障害児（者）施設 柳川療育センター	施設長
川崎特別支援学校	あらき ひさあき 荒木 久昭	医療法人 正久会荒木小児科医院	院長
嘉穂特別支援学校	こんどう りかこ 近藤 里香子	飯塚病院	神経発達外来 担当医
直方養護学校	おおの よういちろう 大野 祥一郎	大野小児科内科医院	院長

特別支援学校医療的ケア体制整備事業実施要綱

福岡県教育委員会

(趣旨)

第1条 この要綱は、日常的に医療的ケアを必要とする福岡県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）に通学する幼児児童生徒（以下「児童生徒等」という。）に対し看護師免許を有する者（以下「看護職員」という。）の配置等を行い、児童生徒等が安全に教育を受けられる環境を整備することを目的とする特別支援学校医療的ケア体制整備事業（以下「本事業」という。）実施のために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱でいう医療的ケアとは、特別支援学校に通学する児童生徒等に対し、保護者が日常的に実施している医療行為である、たんの吸引、経管栄養、導尿等の行為をいう。

(対象者及び内容)

第3条 本事業の対象者は、保護者が日常的に医療的ケアを行う必要がある特別支援学校に通学する児童生徒等で、別に定める手続により、看護職員を配置する特別支援学校（以下「配置校」という。）の校長（以下「校長」という。）が実施可能と認めた者とする。

2 医療的ケアの内容については、前項の手続により、校長が認めた内容とする。

(看護職員の設置)

第4条 本事業を実施するに当たり、特別支援学校に看護職員を置く。看護職員の設置については、別に定める。

2 配置校の決定は、福岡県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

(指導医の委嘱)

第5条 配置校に、医療的知識や技能等に関する指導・助言等を行う医師（以下「指導医」という。）を置く。

2 指導医は、配置校における医療的ケアの実施に当たり、次の各号に示すことを行う。

(1) 校内委員会において、保護者の実施申請書、主治医の意見書、学校の衛生環境、看護職員の看護力量等を踏まえ、医療的ケア実施上の留意点等を指導・助言すること。

(2) 医療的ケアを必要とする児童生徒等の主治医からの指示（医療的ケアの内容・方法）が、配置校で安全に行われるよう点検・評価・助言すること。

(3) 医療的ケアを実施する教室等が衛生的な環境となっているかを点検・評価し、指導すること。

(4) 看護職員の医療的ケアの手技等への指導・助言及び医療的ケア実施上の問題等について相談に応じること。

3 指導医の委嘱は、校長の推薦により、教育委員会が行う。

(実施者)

第6条 配置校における医療的ケアは、保護者と連携のもと、看護職員が実施する。

2 保護者は、配置校における医療的ケアの実施に当たり、次の各号に定める事項を遵守する。

- (1) 児童生徒等の健康状態及び医療的ケア実施に関連して留意すべき事項等について常に連絡帳等で学校及び看護職員に知らせること。
- (2) 定期的に当該児童生徒等を主治医に受診させ、適切な指示を受けること。
- (3) 医療的ケアの内容に変更があった場合は、主治医と相談し、再度手続きを行うこと。
- (4) 緊急連絡先を必ず学校に知らせ、連絡があった場合は速やかに対応すること。
- (5) 医療的ケア実施に係る手続の経費及び個人で使用する医療器具について負担すること。
- (6) 看護職員が不在の時及び児童生徒等の体調不良時は、保護者が医療的ケアを実施すること。
- (7) 原則として、保護者は校外学習に同行し、医療的ケアを実施すること。なお、個々の児童生徒等の実態、校外学習の内容、各配置校の校内体制等によっては、校長の判断により、保護者の校外学習への同行を要しない場合もあること。
- (8) 当該児童生徒等の送迎は自ら行い、原則として通学バスを利用しないこと。
- (9) その他配置校の校長から要請があった場合、校内に待機すること。

3 看護職員は医療的ケアを主治医の指示書に基づき実施するとともに、次の各号に示す職務に従事する。

- (1) 医療的ケアの実施にあたり、保護者及び主治医との連携に努めること。
- (2) 毎朝、保護者とともに医療機器や医療器具の作動状況等を確認・記録すること。
- (3) 毎日、医療的ケアの実施状況を記録表等に記入し校長に報告すること。また、緊急時の対応をした場合は速やかに、校長に報告すること。
- (4) 児童生徒等の身体状況の変化等により、医療的ケアが安全に行えないと判断したときには、校長及び主治医に報告し、その指示に従うこと。
- (5) 校内委員会に参加するとともに、配置校での医療的ケアの実施状況、教室・教育活動の衛生環境への指導助言を行うこと。
- (6) その他校長が命じた医療的ケアに付随する業務を行うこと。

(手続き)

第7条 配置校における医療的ケアの実施手続は、別に定める。

(緊急時の体制等)

第8条 校長は、緊急時に適切かつ迅速に対応するため、別に定めるところにより、校内体制を整備する。

2 前項に定めるもののほか、配置校における医療的ケアの校内体制の管理について必要なことは、別に定める。

(運営協議会)

第9条 教育委員会は、配置校における安全な医療的ケアの実施を図るため、別に定めるところにより、特別支援学校医療的ケア体制整備事業運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(校内委員会)

第10条 校長は安全な医療的ケアを実施するため、校内委員会を設置する。なお、校内委員会の運営等については、各配置校において別に定める。

(研修)

第11条 教育委員会及び校長は、教員及び看護職員に対して研修を実施する。

(報告等)

第12条 校長は、医療的ケアの実施について、年度初めに実施計画書を、年度末に実施状況報告書を教育委員会に提出する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。